

## 『外国の立法』第300号刊行にあたって

調査及び立法考査局長

松浦 茂

国立国会図書館は、国会議員の皆様へのサービスを第一義的な任務としております。

調査及び立法考査局は、こうした国会サービスの一つとして、国政課題に関する調査研究の成果を自らまとめ、刊行物やホームページを通じて発信しております。

本誌『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』は、法律案の立案や審議に際し、主要国の立法例を参照したいとの御要望にお応えするべく、諸外国の法令の解説及び翻訳などを収録しており、今般、第300号を迎えました。現在、本誌は、諸外国の立法動向の解説、関係法令の翻訳等を内容とする季刊版（年4回刊行）と、諸外国の立法動向を簡潔にまとめた月刊版（季刊版の刊行月を除いて、年8回刊行）とに分けて、毎月刊行されております。

雑誌『外国の立法』が創刊されたのは、昭和37（1962）年9月です。創刊当初は隔月で刊行されておりました。内容は、時期によってやや異なりますが、主として、諸外国の法令について解説を行う「立法紹介」、外国法令に関する邦語文献目録等から成る「資料（紹介）」及び英米独仏4か国の「外国法制定リスト」の3部から構成されておりました。そのほか、法令以外の制度の紹介や、議会動向の紹介なども見られます。

昭和63（1988）年の第157号から平成5（1993）年の第182号にかけては、10行程度で簡潔に諸外国の法令を紹介する「立法の動き」が、新たに加えられました。平成9（1997）年の第201号からは、特集を組むことが多くなったため、それまでの隔月刊行から不定期刊行に変更いたしました。

このような経緯の後、平成13（2001）年の第209号からは、誌名を『外国の立法』から現在の『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』に改めました。その際、刊行頻度も不定期刊行から年4回となり、これが現在の季刊版に至っております。変更からしばらくは、諸外国の法令の解説のみを行う記事もありましたが、現在は、全て翻訳を付した記事となっております。また、平成20（2008）年の第235号以降、諸外国の立法動向をより迅速にお伝えできるよう、季刊版の別冊として月刊版を創刊いたしました。月刊版は、主として、諸外国の法令について2ページ程度で紹介する「立法情報」、同じく20行程度で紹介する「短信」、諸外国の議会における日本関係の審議動向等について紹介する「日本関係情報」から構成されております。

本誌は、このように創刊当初から、諸外国の立法動向に関する情報を幅広くかつ正確に提供すべく、試行錯誤を続けてまいりました。これからも、国会議員の皆様を始めとした読者の方々の御指導を仰ぐとともに、国政・社会情勢を的確に反映した内容となるよう誌面の充実を図り、本誌が国政審議に貢献することができるよう励んでまいります。

今後とも、忌憚（きたん）のない御意見を頂戴し、御指導を賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。